

公益社団法人東京都眼科医会

男女共同参画推進事業への助成規程

【目的】

育児・介護中の眼科医師が本会事業に参画しやすい環境を整備することを目的として助成金を支給する

【対象事業】

助成対象は本会主催等の公衆衛生事業および学術研修会事業、その他東京都眼科医会事業とする

<公衆衛生事業関連>

- 1、目の健康講座の出務
- 2、目の愛護デーの出務
- 3、休日診療当番の担当

<学術研修会事業>

- 1、東京ブロック講習会の受講
- 2、東京都眼科医会研修会の受講
- 3、東京眼科集談会（年4回）の受講

<その他東京都眼科医会主催事業>

- 1、定例代議員会の参加
- 2、女性医師懇談会の参加

【助成対象】

保育費補助対象年齢：0歳～12歳（小学生まで）

介護については個別対応

【助成の決定及び通知】

理事会の承認を経て助成を決定し、申請のあった口座への入金を以って決定の通知に代える。

【助成額】

- 1、1事業について、対象者(子供・被介護者)1人1万円を上限とする(領収書対応)
- 2、1人複数回利用も可とする
- 3、但し、休日当番については1回2万円を上限とする(領収書対応)
- 4、助成金は一事業年度あたり40万円を限度とする

【申請手続】

- 1、助成申請は実施後、速やかに所定の様式の助成申請書と領収書を理事会宛に提出するものとする。
- 2、助成金支給可能状況は事務局に問い合わせる

(附 則) この規程は平成25年4月1日より施行する。